

長野市監査委員告示第13号

地方自治法252条の38第6項の規定に基づき、長野市議会議長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成16年12月10日

長野市監査委員	戸	谷	修	一
同	高	波	謙	二
同	伊	藤	治	通
同	田	中		健

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項) 政務調査費 調査旅費について支払証明書と収支決算書との金額が相違するもの (報告書 158 ページ) 公明党長野市議員団政務調査費収支報告書決算書において調査旅費 64,600 円と報告されている。しかし、支払証明書を集計すると 64,663 円となり、これと決算額とを比較するとその差 63 円となるが、少額であるとはいえ実績報告書として提出される収支計算書が正確でないのは適正でない。</p> <p>支出内容の明細を明確にすべきもの (報告書 158 ページ)</p> <p>(ア) 日本共産党長野市会議員団の資料購入費等をみたところ、物品等を購入した場合、領収書によっては金額表示のみで購入内容の内訳が判明しないものもあることから、このような場合、領収書に加え会計責任者は購入内容等が記入された支払証明書を作成しなければならないとされているものの支払証明書がないものが多数みられた。支払証明書を添付し購入内容を明確にすべきである。</p> <p>(イ) 公明党長野市議員団は、資料購入費(図書資料購入)として 19,050 円を支出している。しかし、領収書は添付されているものの、「長野市誌」を除き、購入図書の領収書に具体的な書名が表示されておらず、明確でないのは、その書籍の必要性について検証する上から適正でない。購入書籍の名称を明確にすべきである。</p> <p>(ウ) 公明党長野市議員団の資料作成費をみたところ、請求書・領収書など証拠となる書類に印刷部数が記入されていないものが見られた。 印刷部数により単価等が決められることから部数表示がなくては適正単価か判断がつかなくなることから適切でない。証拠書類の内容について遺漏のないよう注意すべきである。</p>	<p>チェック体制の強化を図り、正確な事務処理を行う。</p> <p>平成 16 年 9 月 17 日開催の議会運営委員会において決定された長野市議会政務調査費使途基準運用指針(以下「運用指針」という。)において、領収書及び政務調査費報告書の提出を義務付けた。 政務調査費報告書には支出の具体的な内容が分かる内訳を記載することとした。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査(補助金について)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>事務員雇用について出勤を証するものを備えるべきもの (報告書 159 ページ)</p> <p>日本共産党長野市議員団は年間を通して会派の事務局員を雇用し、人件費を支出しているが、出勤簿等出勤の事実を証する書類が備置かれていないのは適切でない。</p> <p>事務員雇用については出勤を証する書類を備えるべきである。</p> <p>旅費に含めるべきでないもの (報告書 159 ページ)</p> <p>長野市議会新友会は、会派の役員会や総会に出席したとき、費用弁償方式による定額精算として1回当たり3,000円を支払い、旅費として政務調査費用に含めている。役員は役員会に引き続き総会に出席している状況にあるにもかかわらず、役員に対する費用弁償方式による定額精算は役員会と総会の2回分支払われているのは適切でない。</p> <p>費用弁償は移動等に通常必要と認められる費用及びその職務を遂行するに通常必要と認められる費用であって、政務調査費は議員に対する日当ではないことを考慮すると、移動の必要が無い役員会と総会については合わせて1回とカウントすべきである。</p> <p>政務調査費の対象について主旨の徹底を図るべきもの (報告書 159 ページ)</p> <p>長野市議会新友会は市内を4地区に分け、現地調査費(費用弁償方式による定額清算1人1回3,000円)について四半期ごとに一括して支払っており、これに対して各議員からは「現地報告書」という形式で長野市議会新友会会長に報告されている。</p> <p>しかしながら、数人の議員については就職相談、神社「二年参り」、調査内容が不明のものについて現地調査の報告が行われているが、これらはいずれも政務調査費で支出することは適切でない。</p>	<p>運用指針において、会派で雇用した事務員の出勤及び勤務内容を明らかにする勤務実績表の整備を義務付けた。</p> <p>運用指針において、長野広域圏内市町村を含む市内旅費については、公共交通機関、タクシー及び代行を利用した場合は実費支給とし、自家用車使用の場合は1km当たり40円の支給と定めた。</p> <p>役員会、総会に出席した場合の定額支給は廃止した。</p> <p>運用指針において、交際費的な経費(慶弔費等)、寄附・贈与的な経費(協賛金等)、政党活動的な経費(党大会参加費)、個人活動的な経費(後援会活動等)等は政務調査費での支出が認められない経費として明示した。</p> <p>また、諸会議に出席した場合の定額支給は廃止し3,000円を限度に実費支給とするとともに、政務調査費の対象となる会議を、市民との意見交換が行われる会議に限定した。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>政務調査費で支出すべきでないもの （報告書 160 ページ）</p> <p>（ア）長野市議会新友会は、メーデー参加や東京支部同窓会参加など広報・広聴に関連しないものまで費用弁償方式による定額清算として各 3,000 円を支給しているものがみられたが、政務調査費の支出に当たっては支出内容をチェックしこのようなことのないよう留意すべきである。</p> <p>（イ）市民クラブの資料購入費では、個人用として日本経済新聞や朝日新聞など一般紙を購読しているが、一般紙については個人負担とすべきで政務調査費で支出することは適切でない。</p> <p>（ウ）日本共産党長野市会議員団の A 委員会所属の議員は、宿泊を伴う同委員会視察について、B 審議会と日程が重なったため、同視察の第 1 日目は宿泊予定がないとして議会事務局としては同議員の宿泊旅費を戻入した。しかし、同議員は、その日の夜から参加し、宿泊したため会派としては政務調査費（31,870 円）から支出したが、通常の議員活動の延長であることから政務調査費で支出すべきものでないの適切でない。</p> <p>支出の年度帰属を厳密に行うべきもの （報告書 160 ページ）</p> <p>市民クラブの研究研修費には長野市政共闘会議年会費が含まれているが、その内容は 2001 年度分と 2002 年度分の 2 年度分である。会計責任者の話では、2001 年度分の会費請求が平成 13 年度中にされず平成 14 年度に入ってからなされたため、との事であるが、政務調査費は会派の政務調査活動に対して年度ごとに交付されるものであり、このため各年度ごとに決算しなければならないことから、平成 14 年度の政務調査費に前年度分の会費を含めるのは適切でない。支出時に当年度の政務調査活動に該当するか吟味すべきである。</p>	<p>長野市議会新友会は、政務調査費の支出が不適当なものとして、63 件 189,000 円を市長に返還した。</p> <p>チェック体制の強化を図り、運用指針に基づいて適正な事務処理を行う。</p> <p>旧市民クラブは、政務調査費の支出が不適当なものとして新聞購読代 144,252 円を市長に返還した。</p> <p>日本共産党長野市会議員団は、政務調査費の支出が不適当なものとして 31,870 円を市長に返還した。</p> <p>チェック体制の強化を図り、運用指針に基づいて適正な事務処理を行う。</p> <p>チェック体制の強化を図り、運用指針に基づいて適正な事務処理を行う。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>領収書を添付すべきもの （報告書 161 ページ）</p> <p>（ア）日本共産党長野市議員団の資料作成費のうち文具購入費についてみたところ、8月購入したものを10月に支払っているが、領収書がなく、支払証明書には誰に支払ったか分からないものが見られた。 支払証明書や領収書は支払の事実を明らかにするものであることから遺漏のないように留意すべきである。</p> <p>（イ）日本共産党長野市議員団の研究研修費 研修費 議員会議は、決算書には「党議員会議」となっており、支払証明書によると内容は5/25開催の6月議会対策全県会議と2/23開催の議員団会議参加費であるが、領収書の添付がされていないのは適切でない。また、会議の案内状やパンフレットもなかった。 支払の事実及び会派活動であることを証するため、領収書の添付に加えて会議の案内状やパンフレット等を保存すべきである。</p> <p>（ウ）公明党長野市議員団の研究研修費には、国際交流として日中友好30周年記念シンポジウム参加費20,000円が支出されているが、領収書の添付がされていなかった。 支払の事実及び会派活動であることを証するため、領収書の添付に加えて会議の案内状やパンフレット等を保存すべきである。</p> <p>（エ）真成会の研究研修事業には消防団組織や交通安全協会等の各種団体事業参加費用が含まれているが、当該団体からの領収書の添付がされていないものが多数あり、また、当該事業の案内状やパンフレットの添付もされていない状況であった。 参加費用であれば当該団体から領収書は徴収できるはずであり、参加費用の支払</p>	<p>運用指針において、領収書及び政務調査費報告書の提出を義務付けた。政務調査費報告書には支出の具体的な内容が分かる内訳を記載することとした。</p> <p>運用指針において、会議に出席した場合は、領収書及び案内文・資料の写しを添付することを義務付けた。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>の事実を証するため領収書の添付をすべきである。</p> <p>領収書の管理方法について検討すべきもの （報告書 162 ページ） 政務調査費の交付に関する条例施行規則第7条によれば、会派の経理責任者は領収書等の証拠書類を整理し、5年間保管しなければならないとされている。</p> <p>ところで、各会派が保管する領収書を見たところ、レジスターで打ち出される感熱式の領収書については、1年経過した段階で印字が不鮮明になっているものが多数見受けられた。これを更に保管していれば、記載内容が消えてしまい内容確認ができなくなってしまうこととなるのでコピー機にかけるなど保管方法を検討すべきである。</p> <p>年度ごとに預金口座の残高を0とすべきもの （報告書 162 ページ） 政務調査費は各年度ごとに決算し、残余があれば返還すべきものであるから、本来は年度ごとに預金口座を解約し、残余がある場合は市に返還すべきであるが、事務手続きを考慮すると、預金口座の残高は必ず0にし、残余がある場合は市に返還すべきである。</p> <p>現金出納帳を作成すべきもの （報告書 163 ページ） 公明党長野市議員団は会派の政務調査費支払にそなえて、予め会計責任者が預金口座より定額を引き下ろして現金で保管している。しかし、現金の出納を記録する帳簿は作成されていなかった。</p> <p>現金を手元に保管する場合には、現金出納帳を作成し、現金の動き及び残高を明確にすべきである。</p>	<p>感熱紙の領収書はコピーし、5年保存に耐えるものとする。</p> <p>年度末の預金口座の残高を0とする。残高がある場合は市に返還する。</p> <p>公明党長野市議員団は、現金の保管を止め、必要な都度預金口座から引き出すこととした。</p>